

2022年4月21日
公益財団法人 財務会計基準機構

評議員及び理事の選任並びに定款の変更について

当財団は、本日の評議員会決議により、評議員及び理事の選任並びに定款の変更を行いましたので、お知らせいたします。

1. 評議員の選任

当財団は、本日の評議員会決議により、定款第17条第1項の規定に基づき、評議員1名を選任いたしました。選任された評議員の任期は、定款第18条第1項の規定に基づき、2026年3月期に係る定時評議員会の終結の時までとなります。

(評議員 選任)

徳賀 芳弘	京都先端科学大学 教授・経済経営学部長・理事 京都大学 産官学連携本部 顧問
-------	---

(就任日 2022年4月21日)

(注) 役職については、就任日における役職を記載しています。

2. 理事の選任

当財団は、本日の評議員会決議により、定款第34条第1項の規定に基づき、理事2名を選任いたしました。選任された理事の任期は、定款第37条第2項の規定に基づき、2023年3月期に係る定時評議員会の終結の時までとなります。

(理事 選任)

梅田 直樹	三菱地所(株) 執行役常務
米山 正樹	東京大学大学院経済学研究科 教授

(就任日 2022年4月21日)

(理事 退任)

片山 浩	三菱地所(株) 取締役兼代表執行役 執行役専務
鈴木 一水	神戸大学 社会システムイノベーションセンター 教授

(退任日 2022年3月31日)

(注) 役職については、就任日・退任日における役職を記載しています。

3. 定款の変更

当財団は、本日の評議員会決議により、定款第 21 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、定款を変更いたしました。この変更は、当財団が 2021 年 12 月 20 日に公表したサステナビリティ基準委員会（SSBJ）設立の理事会決議を踏まえて、サステナビリティ基準委員会の設置及びサステナビリティ基準諮問会議の設置を目的としたものであり、定款の変更の概要は以下のとおりです。

(1) 章の新設

- ・新たに「第 7 章 サステナビリティ基準委員会」及び「第 9 章 サステナビリティ基準諮問会議」の章を設けます。
- ・それぞれ「第 6 章 企業会計基準委員会」及び「第 8 章 企業会計基準諮問会議」と同様の内容を規定します。

(2) 既存の規定の改正

- ・企業会計基準委員会及びサステナビリティ基準委員会の常勤委員は、それぞれサステナビリティ基準委員会又は企業会計基準委員会の常勤委員を兼ねることができる旨の規定を新たに加えます。
- ・各条項において、それぞれの会議体を明確に規定するため、用語に係る所要の改正を行います。
 - （例）委員会 → 企業会計基準委員会
 - 諮問会議 → 企業会計基準諮問会議
- ・サステナビリティ基準委員会の委員は、サステナビリティ基準委員会の手続の監督、委員の選考評価、その他サステナビリティ基準委員会の適正な運営の維持・向上に関わる事項を遂行する目的で設置する「その他の委員会」の委員を兼務できない旨の規定を追加します。

(参考) サステナビリティ基準委員会（SSBJ）等の概要

① 名 称

日本語名称：サステナビリティ基準委員会

英語名称：Sustainability Standards Board of Japan

略 称：SSBJ

② 設立時期

2022 年 7 月 1 日

③ 目 的

- 1) 国内のサステナビリティ開示基準の開発
- 2) 国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献

④ 委員数等

委員数：15 名（うち、委員長 1 名）以内

常勤委員：委員 8 名以内

⑤ サステナビリティ基準諮問会議

目 的：サステナビリティ基準委員会の審議テーマ・優先順位等、サステナビリティ基準委員会の審議・運営に関する事項について審議し、その審議状況等について理事会に報告することを目

的とする。

委員数：20名（うち、議長1名）以内

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

公益財団法人財務会計基準機構 総務室 川島

電話 03-5510-2711

メールアドレス soumu@asb.or.jp